

公益社団法人 浅草歯科医師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人浅草歯科医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を東京都台東区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は日本歯科医師会及び東京都歯科医師会との連携のもと、医道の高揚・歯科医学医術の進歩発達と公衆衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、地域社会の保健と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 口腔保健にかかわる地域の歯科医療福祉の増進に関する事業
- (3) 歯科医学および医術の進歩発達に関する事業
- (4) 予防医学の研究と公衆衛生の普及に関する事業
- (5) 歯科医業の普及と発展に関する事業
- (6) 医療保険制度の普及ならびに国民保健の向上に関する事業
- (7) 医療管理の研究に関する事業
- (8) 事故・災害等による被害者の支援に関する事業
- (9) 会員の技能向上と福祉に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 この法人の会員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 正会員 この法人事業に賛同して入会し、東京都台東区内に就業又は住所を有する歯科医師、又この資格を消失した後も引き続き会員であることを理事会にて承認された歯科医師

(2) 賛助会員 この法人の事業活動に協賛するために入会した個人または団体。

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。第1項の正会員は、第1種会員と第2種会員で構成する。

3 正会員の内、栄誉の敬称である名誉会員、高齢会員に関する規則は別に定める。

前項による資格を消去した者のうち、歯科医師でありこの法人の目的に賛同の上、引き続き会員であることを希望する者は理事会の承認を得て会員となることができる。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時、及び毎年正会員は総会において別に定める金額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は総会で決定された別に定める金額を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 第1項の規定にかかわらず会長は裁定審議会の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、第9条に基づく処分を行うことができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議された時は、当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が8条、9条及び10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、全ての正会員をもって構成とする。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会には必要がある場合に開催し、定時総会として毎年6月に1回開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長及び副議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(議 決 権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事11名以上15名以内
 - (2) 監事 3 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第21条に定める「定数」に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対して議決をする前に、弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問及び嘱託)

第 28 条 この法人に顧問及び嘱託を置くことができる。

2 顧問は5名以内とし、この法人の理事経験者から選任し、嘱託は

3名以内とし、学識経験者から選任する。

- 3 顧問及び嘱託は、会長の諮問に応え参考意見を述べることができる。
- 4 顧問及び嘱託は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 5 顧問及び嘱託の任期については、理事会において別に定める。
- 6 顧問及び嘱託は無報酬とする。
- 7 顧問及び嘱託には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面

又は電磁的記録より同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議 事 録）

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

（事業年度）

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条 この法人の事業計画、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

（事業報告及び決算）

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

第 9 章 公 告 方 法

(公告方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむ得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 委 員 会

(委 員 会)

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第 11 章 事 務 局

(事 務 局)

第 44 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 前項の職員は理事会の決議により、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開等

(情報公開等)

第 45 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営

体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。
亀澤 範之
- 4 この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。
蛸谷 剛文
代田 和郎
- 5 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
鬼久保 至彦
- 6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
渡辺 徹也
江連 雅孝

佐藤 文明

安田 亮

野崎 康弘

中島 章雅

原本 敏裕

岩本 富美代

7 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

橘樹 俊英

江口 潤

富山 雅史

8 この定款は、令和8年4月1日より施行する。